鳥取県告示第126号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定 介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示す る。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の 氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の	介護予防サービ ス事業を行って いた事業所の所 在地		廃止年月日
鳥取医療生活協同	鳥取市末広温	せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一	介護予防通所	平成21年2月
組合 組合長理事	泉町566	デイケアかがやき倉吉	丁目225	リハビリテー	28日
山上英明				ション	